新型コロナウイルスのために、仕事が休みになったり、仕事がなくなったりして、生活費（生活するためのお金）に困っているみなさま

一時的な資金の緊急貸付（しばらくのあいだ必要なお金を借りることができます）のお知らせ

都道府県の社会福祉協議会（みなさんの生活をたすけるところ）は、生活費がなくて困っている人にお金を貸しています。収入（給料）が少ない世帯（同じ家でいっしょに生活する人のグループ）はお金を借りることができます。

今、コロナウイルスのために、たくさんの人が困っています。仕事が休みになったり、仕事がなくなったりして、生活費（生活するためのお金）が足りない人に特例貸付（特別にお金を貸します）をします。

くわしいことは、この紙の裏を見てください。

また、もっとくわしく知りたかったら、電話をしてください。

お金を借りるときにすること（みなさんは①をしてください。）

①市区町村の社会福祉協議会に申し込みをしてください。
（市区町村の社会福祉協議会に相談したら、申し込みの方法を教えます。）

②市区町村の社会福祉協議会が都道府県の社会福祉協議会に申込書を送ります。

③お金を貸すことが決まったら、お金をみなさんに送ります。

問い合わせ（くわしいことを知りたいときに、相談してください）

お住まいの市区町村社会福祉協議会

おもに仕事が休みになった人（緊急小口資金（すぐに少しお金を貸します））

赤い字は、新型コロナウイルスのためにルールをかえたもの。

生活費がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくのあいだ少しお金を貸します

■ 対 象 者 （お金を借りることができる人）

新型コロナウイルスのために、仕事が休みになったり仕事がなくなったりして収入が少なくなって、しばらくのあいだの生活費がすぐに必要な世帯

※ 借りることができる人が多くなりました。

※ 新型コロナウイルスのために収入が減ったら、仕事をしていても、借りることができます。

■ 貸 付 上 限 額 （いくらまで借りることができますか）

・学校などの休みで仕事がなくなった人、個人事業主（個人で仕事をしている人）などの特別な場合、20 万円まで

・そのほかの人、10 万円まで

※特別な場合、２０万円まで借りることができるようになりました。

■ 据置期間（返さなくてもよい期間）

１年まで（借りてから１年まで返さなくてもいいです）

※ 「2 かげつまで」でしたが、「1 年まで」になりました。

■ 償 還 期限（返さなければならない期限）

2 年まで（2 年後までにかえさなければなりません）

※「12 かげつまで」でしたが、「2 年まで」になりました。

■ 貸付利子（借りたお金につく利子）・保証人（お金を借りるときあなたの身分を保 証 する人）

利子は０（ゼロ）です。保証人はいりません。

■ 申 込 先

市区 町 村の社会福祉協議会

おもに仕事がなくなった人（生活支援費）

生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。

■ 対 象 者（お金を借りることができる人）

新型コロナウイルスのために、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりして、生活するのが大変な世帯

※ 借りることができる世帯が多くなりました。

※ 新型コロナウイルスのために収入が減ったら、仕事があっても、借りることができます。

■ 貸付上 限 額（いくらまで借りることができますか）

・世帯の人数が 2 人以上
　１かげつ　20 万円まで

・1 人の世帯
　1 かげつ　15 万円まで

貸付期間（借りることができる期間）：ふつうは 3 かげつまで

■ 据置期間（返さなくてもよい期間）

１年まで（借りてから１年まで返さなくてもいいです）

※ 「6 か月まで」でしたが、「1 年まで」になりました。

■ 償 還 期限（返さなければならない期限）

10 年まで（10 年後までにかえさなければなりません）

■ 貸付利子（借りたお金につく利子）・保証人（お金を借りるときあなたの身分を保 証 する人）

利子は０（ゼロ）です。保証人はいりません。

※ 保証人がいたら利子は０（ゼロ）、保証人がいなかったら利子は年 1.5%でしたが、かえました。

■ 申 込 先

市区 町 村の社会福祉協議会

【注意】お金を借りるだけでなく、そのあと、みなさんが生活できるようになるための支援を受けてください。

住 民 税 非課税世帯（収入が少なくて 住 民 税 をはらわなくてもよい世帯）は、 償 還 時（お金を返さなければならないとき）に、まだ収入が少なかったら、返さなくてもよいです。